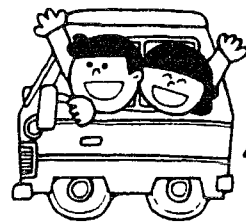


国民健康保険の保険証が変わります



9月1日から「はだ色」に変わります
今までの「空色」の保険証は
8月31日限りで使えなくなります

保険証を正しく使いましょう

保険証は、国保の被保険者であるという
証明書であると同時に、お医者さんの診察
を受けるときの受診券の役目を果たすもの
ですから、大切に取り扱いましょう。

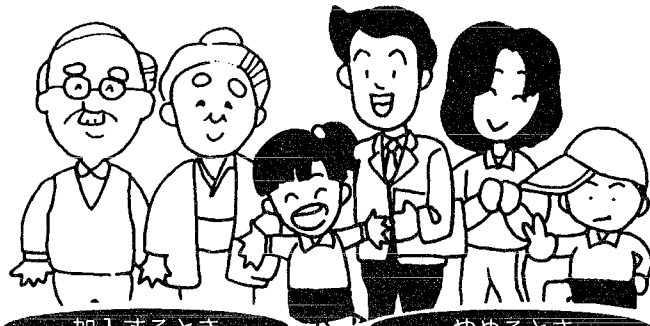
- 1 **勝手に訂正できません**
もし、記入事項に間違いがあったら、窓口まで
申し出てください。
- 2 **お医者さんにかかるとき**
必ず保険証を病院・医院等の窓口へ提出しましょう。
- 3 **必ず手もとに保管**
治療後は必ず保険証を返してもらいましょう。
- 4 **資格がなくなったら返す**
会社に入った時、他の市区町村へ転出するときは、
必ず窓口へ届け出て、保険証を返してください。
- 5 **保険証は再交付されます**
保険証を破損・紛失したときは窓口へ。
- 6 **遠隔地に住む人が出たとき**
長期旅行、修学などで家族と離れて住むときは、
窓口へ申し出ると、もう1枚の保険証が交付され
ます。

9月から保険証が「はだ色」に

新しい保険証は、特別な場合を除き、
8月28日から31日までの間に被保険者の
各世帯主宛にお届けいたします。到着後
は次の点に留意してください。

- ▶ **保険証の内容は必ず確認を!!**
新しい保険証は、7月末日現在で作成
します。その後、郵送する間近まで調整
を行います。8月31日までの間に出生、
死亡、転入、転出、社会保険などへの異
動で手続きをされる人、また、他に誤り
がある場合は、お手数でも国保係（2番
窓口）で訂正してから使用してください。
- ▶ **医療機関への提出忘れずに!!**
現在、病院や医院に入院または通院中
であって、9月1日以後も引き続き診療
を受ける人は早めに病院や医院の受け付
けに新しい保険証を提示してください。

届け出は14日以内に



加入するとき

やめるとき

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 他市町村から転入した時。 | 1. 他市町村へ転出した時。 |
| 2. 職場の健康保険などをやめた時。 | 2. 職場の健康保険などへ入った時。 |
| 3. 子どもが生まれた時。 | 3. 死亡した時。 |
| 4. 生活保護を受けなくなった時。 | 4. 生活保護を受けた時。 |

気軽にご相談ください

(住民課国民健康保険係 TEL 38-3111 内線138)

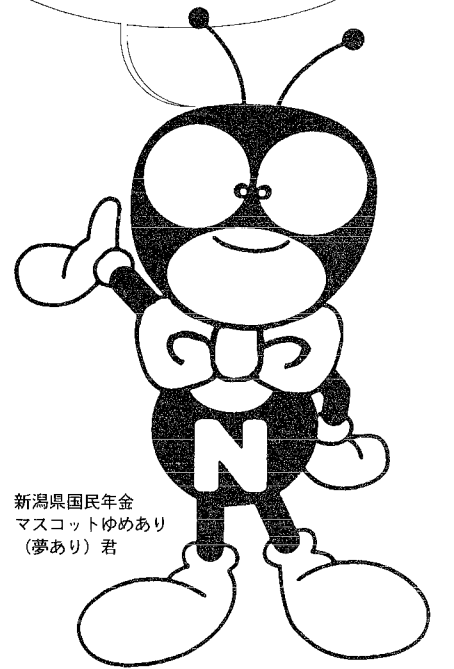
国民健康保険制度の詳細におい
ては、いろいろ難しいことが多く
あります。ですが皆さんに必要な
ことばかりです。

困ったときは、気軽にご相談く
ださい。

ゆめあり通信

20歳になったら 国民年金

社会人、学生を問わず加入
するのがルールです。



新潟県国民年金
マスコットゆめあり
(夢あり) 君

二十歳からの義務

二十歳になると、成人として
選挙権を取得するなどいろいろ
な権利や義務を持つことになり
ます。

国民年金の加入もその一つで
す。

必ず二十歳になったら国民年
金の加入届を行ってください。

学生も加入

学生で収入がないから、面倒
だからという理由で、国民年金
に加入しないしていると、万一の
病気やケガで障害が残ったとき
に障害基礎年金が受けられなかつ
たり、将来の老齢基礎年金が満

額受けられなかったりする場合
があります。

二十歳の誕生日を迎えたら必
ず加入手続きをしてください。

保険料については、後から納
めることができる「学生の国民
年金保険料納付特例制度」があ
ります。

● 学生の納付特例期間の取扱い
・ 老齢基礎年金を受けるための
資格期間に算入しますが、年
金額の計算には入れません。

・ 病気やケガにより障害が残つ
たときは、障害基礎年金が受
けられます。
・ 十年以内であれば後から納め
ることが出来ます。

保険料の納付

国民年金を納める義務は、本
人と配偶者及び世帯主にありま
す。また、国民年金保険料は収
入のあるなしに関係なく、一律、
月額一万三千三百円（平成十三
年度）です。

保険料は、役場から送られる
「納付書」で納めます。
金融機関等の口座振替を利用
すると納め忘れがなくなり便利
です。

どうしても保険料を 納めるのが困難なとき

病気や経済的な理由で、どう
しても保険料を納めることが困
難な場合に、申請し承認され
ると、その年度末まで保険料が免
除される制度があります。

免除を受けた期間

免除を受けた期間は、年金を
受けるための資格期間に算入し
ますが、老齢基礎年金の年金額
を計算するときには、保険料を
納めた期間の三分の一の金額に
なります。

ただし、免除された期間は十年

以内であれば、当時の保険料に
一定の額を加算した保険料で追
納することができます。
ゆとりができたなら追納をしま
しょう。

基礎年金番号

初めて公的年金制度に加入す
ると、基礎年金番号が記載され
た年金手帳をもらいます。

この基礎年金番号は、就職や
転職により加入する年金制度が
変わっても、生涯同じ番号を使
います。

年金手帳は大事に保管し、年
金の手続きをするときには、年
金手帳を提出してください。

◎老齢基礎年金額計算式

$$804,200円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された月数} \times \frac{1}{3}}{480月}$$

※計算式の分母480月は、昭和16年4月1日
以前生まれの人には、短縮措置があります。